

平成 27 年 9 月 1 8 日

市民の皆様及びクレオ大阪中央ご利用の皆様

大阪市男女共同参画推進事業体

(代表者)

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

理事長 槇村 久子

大阪市立男女共同参画センター中央館（クレオ大阪中央）駐車場の使用料の過徴収について

平素は私どもの事業運営に種々のご高配を賜り、ありがとうございます。

このたび、大阪市立男女共同参画センター中央館において、駐車場使用料の過徴収があったことが判明いたしましたので、下記のとおり謹んでお知らせ申し上げます。

このような事態を発生させましたことにつきまして、市民、ご利用の皆様をはじめ関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、多大なご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。

## 記

### 1. 事実経過と概要

平成 27 年 9 月 15 日（火曜日）12 時 30 分頃、クレオ大阪中央駐車場の利用者から使用料がいつもと違うとクレオ大阪中央の指定管理者にお申し出がありました。

担当者が確認したところ、平日であるにもかかわらず、平日料金の 2 割増である休日（土曜日・日曜日・祝日）料金の使用料を徴収していたことが判明したため、その場で過徴収分の金額を返金し、その後は精算機を使用せず、事務所で精算を行う対応としました。

### 2. 発生原因

クレオ大阪中央の駐車場使用料は、平成 22 年 1 月より新たに休日料金を設け、その使用料については大阪市立男女共同参画センター条例において、平日は 30 分 150 円、休日は平日の 2 割増である 30 分 180 円と規定し、精算機を用いて徴収を行っています。

しかしながら、この精算機は平成 13 年度に導入した機器であるため、機器内の休日情報は導入当時の情報のまま固定されており、毎年変動する要素がある日（以下「特定日」という。）（3 月 20 日（春分の日）、7 月 20 日（海の日）、9 月 15 日（敬老の日）、9 月 23 日（秋分の日））については、平日に「休日」と設定されている場合においては、精算機のみでの対応はすることができないため、精算機及び車止めを使用せず、事務所で精算を行うことで対応しておりました。

9 月 15 日当日は、こうした対応を行うことを担当者が失念し、精算機が休日設定のまま、

休日料金である2割増の使用料が適用され、過徴収が発生したものです。

### 3. 使用料の過徴収金額

事実判明時点での9月15日当日の過徴収金額は5スペース分の合計で720円です（※お申し出によりその場で返金した金額を除く）。

当駐車場精算機は各スペースにおいて徴収した使用料の合計については特定できますが、各スペースを使用された車両台数については、機能上確認する事ができません。

### 4. 今後の対応について

#### (1) 返金について

クレオ大阪中央内に当該事実の説明とお詫びを掲示するとともにクレオ大阪中央ホームページでも公表し周知を行います。対象の方は指定管理者にお申し出いただき、領収書等で当日過徴収金額の駐車場の使用料を払っておられることを確認させていただいたのち、大阪市から過収納の分について返還をさせていただきます。

#### (2) その他の対応について

平成26年度すべての特定日及び平成27年度の特定日である7月20日について過徴収がなかったかを確認したところ、所定どおりの対応を行っておりました。

合わせて、今回の事案とは逆に「海の日」（7月第3月曜日）、「敬老の日」（9月第3月曜日）、年によって日が異なる「春分の日」「秋分の日」といった休日が、「平日」の設定になっている場合がありますが、これらの日においても所定どおりの対応を行っていたことを確認いたしました。

なお、平成25年度以前についても、引き続き調査を行っております。

さらに、直近の特定日である9月21日、22日については、精算機により使用料を徴収するよう設定いたしました。

### 5. 再発防止について

駐車場管理の方法や実情等について総点検を行うとともに、再発防止に向け、職員間での要注意日の確認・意識付けの強化や、精算機によらない対応への切替のダブルチェックなど管理方法等の改善を速やかに実施し適正に業務を執行してまいります。

今後、大阪市との定期的なミーティングにおいて、駐車場の管理状況についてもご報告し、根本的な問題の解決に向け、駐車場精算機の改修についても大阪市と協議してまいります。